





調査結果
まとめ

三十四・％。(イ)生活の計画化、農作業の計画化が七・九％。(ニ)日誌・家計簿の記帳が六・六％となっている②社会の風習でどのような点が一番いいと思いますか。

移動図書館
意見の交換

意見の交換会を開く

他人の悪口や人のうねさとか、貧富差による人間の差別視などの人間関係が五十四・八％と明るい人間関係を望む者が多く、その他交

町公民館では、読書活動を盛んにするために去る十二月二十六日、町立八郷中央公民館に関係者五十名の参加で、移動図書館利用上の当面する諸



先に発表された八郷町歌の振り付けは、日本コロンビア専属の八住正先生が来町して、1月15日の成人の日、町立八郷中央公民館で、小・中学校教員および婦人会、青年会幹部など多数が出席し、写真のような指導が行われた。

祝の廃止を主張する者が三十六・七％で最も多く、祝儀・不祝儀の使い物を改善したいと思う者が十％程度で、数は少ないが、甲しん講愛宕講など無益なことは廃止した方がよい、と強い改善の希望を持っている者もあつた。その他近所とは仲よく親しくつきあいたい、とする者が三十％となつてゐる。

⑤親戚との交際で悩んでいることは、どんなことか。

出産・初節句・七五三の費用が多くなつて悩んでいる者が三十％。年始・歳暮祭礼の土産物の交換で悩んでいる者が三十六％といづれも義理・見栄によるつきあいが、悩みの種となつてゐる。

回月日	ステーション名	到着時刻	駐車
10月10日	新大塚	10:00	10台
10月11日	新大塚	10:00	10台
10月12日	新大塚	10:00	10台
10月13日	新大塚	10:00	10台
10月14日	新大塚	10:00	10台
10月15日	新大塚	10:00	10台
10月16日	新大塚	10:00	10台
10月17日	新大塚	10:00	10台
10月18日	新大塚	10:00	10台
10月19日	新大塚	10:00	10台
10月20日	新大塚	10:00	10台
10月21日	新大塚	10:00	10台
10月22日	新大塚	10:00	10台
10月23日	新大塚	10:00	10台
10月24日	新大塚	10:00	10台
10月25日	新大塚	10:00	10台
10月26日	新大塚	10:00	10台
10月27日	新大塚	10:00	10台
10月28日	新大塚	10:00	10台
10月29日	新大塚	10:00	10台
10月30日	新大塚	10:00	10台
10月31日	新大塚	10:00	10台

二月二十日 (金)	柿岡(農協前)	10時0分	50分	12時0分
	恋瀬(〃)	11:10	〃	12:10
	瓦会(〃)	1:10	〃	2:10
四月十七日 (金)	園部(〃)	2:40	〃	3:10
三月二十日 (金)	小桜(公民館前)	10:10	50	11:10
	小桜(支所前)	11:10	〃	12:10
	芦穂(〃)	1:10	〃	2:10
	林(農協前)	2:40	〃	3:10

偶数の月、小桜・小幡・芦穂・林は奇数の月。

母親学級を開設

町ではこの程はじめてのこゝろみとして、明るい健康な家庭をつくるために、冬季農閑期を利用して妊娠・育児・乳幼児の疾病・看護・栄養食調理の実習・赤ちゃんの衣類の作り方・家族計画・更年期障害・高血圧の対策など、お母さん方の講座を設けることになり、とりあえず本年度は柿岡地区を対象として、去る一月九日に八郷中央公民館で開

不動産をもたれた方に

不動産を取得した場合は、その取得者に対して、県税として不動産取得税が課税されることになっている。従つて不動産を取得された方は、一ヶ月以内に不動産の取得を申告しなければならぬ。

◎不動産とは

田・畑・宅地・塩田・鉾泉地
池沼・山林・牧場・原野およ
びその他の土地或いは住宅・
店舗・工場・倉庫およびその
他の建物である。

◎取得とは

売買・贈与・交換・寄附・法人に対する現物出資などによる取得（無償であつても取得となる）或るいは家屋の新築

この学級は一ヶ月に二回、毎月第二・四の金曜日、午後一時から三時まで行い、三ヶ月で全課程を終るものとなつており、講座は医師・保険所長 榮養士・保健婦さん方が講師となつて担当される。

なお、終了者には終了証書を差し上げるものになつてゐるが、今後全町に実施普及したいものと係では望んでゐる。

區長會議終る

町では区がつくられてから第二回目の区長会議を昨年も暮れのおしまつた十二月三十日、午後一時から町立八郷中央公民館に開いたが、各地区とも殆どどの区長が出席され町長のあいさつについて各課長から要望事項と説明があつて、質疑応答に入り、午後四時を會を終つた。

調査のおねがい

町の農家の皆様に毎年お願い
している冬期農業基本調査を
今年もまた二月一日現在で提

とになつています

査は昭和三十四年の冬期農業の実態を調査して、農業施策の基礎資料を作るためのもので、絶対に課税その他の対象

なお調査の事項は

ものである。

1. 世帯主（管理者）の氏名

2. 農家人口（男女別）

3. 経営土地の面積及び宅地の面積
4. 小作地の状況
5. 冬作物の作付面積
6. 家畜・家さんの飼養頭羽数
7. 農業用機械の台数

山林の伐採には

山林の伐採には

必ず届出と許可申請を
山林の伐採には次のことがら
が必要とされている。

1. 伐採の届出は六

普通林の立木（風で倒れた木や枯れた木その他省令で定める立木を除いたもの）のうち広葉樹の立木または適正伐期令級以上の令級に属する針葉樹の立木は伐採の日の六十日前に届出をしなければならぬ。但し法令または法令に基づく処分で伐採する場合はこの限りではない。

杉・サワラ……

ヒノキ	40	50年
アカマツ	36	40年
クロマツ	36	40年

2. 伐採は

制限林または普通林の立木（風で倒れた木や枯れた木および森林法第十五条の規定で、

ない立木や、その外
の立木を徐く）

また、伐採するときは都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

なお、伐採は伐採

通知があつてから伐採すること。

3. 申請書の受理する月は

第一回	二月
第二回	六月

第三回 九月
第四回 十二月

の順となつてゐる。

俚謡

林 嶺月

一人ひとりの情けの

咲いて実になる赤い萩
筑波失れど心は円い
八郷盆地で育つ人